［項を削る。］

別記様式第２号（第９条関係）

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　所

道路交通法第108条の20第１項
道路交通法第108条の20第２項
交通事故調査分析センターに関する規則第１条第１項
交通事故調査分析センターに関する規則第１条第２項　の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。
交通事故調査分析センターに関する規則第５条第１項
交通事故調査分析センターに関する規則第５条第２項

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。

１　電磁的記録媒体に記録された事項

２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考　１　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不要の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

５　第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
一　提出者の名称
二　提出年月日

別記様式第２号（第９条関係）

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会　殿

年　月　日
提出者の名称
住　所

道路交通法第108条の20第１項
道路交通法第108条の20第２項
交通事故調査分析センターに関する規則第１条第１項
交通事故調査分析センターに関する規則第１条第２項　の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。
交通事故調査分析センターに関する規則第５条第１項
交通事故調査分析センターに関する規則第５条第２項

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

１　フレキシブルディスクに記録された事項

２　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　１　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、２枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
２　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
３　不要の文字は、横線で消すこと。
４　該当事項がない欄は、省略すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則の一部改正）

第三条　盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続） **第九条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～九　略］ ［項を削る。］	（フレキシブルディスクによる手続） **第九条**　次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～九　同上］ ２　前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。 ３　第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一に規定する方式
［項を削る。］	